



平成27年 5 月 8 日

各 位

会社名 第一商品株式会社
代表者名 代表取締役社長 山中 教史
(JASDAQ・コード8746)
問合せ先 執行役員総務本部長 岡田 義孝
電話番号 03-3462-8011(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第43期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第22条（取締役の責任免除）および第29条（監査役の責任免除）を新設するとともに、これらの条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第22条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------------|---|
| <p>第1条から第21条（条文省略）</p> <p>（ 新 設 ）</p> | <p>第1条から第21条（現行どおり）</p> <p><u>（取締役の責任免除）</u></p> <p><u>第22条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>第22条から第27条（条文省略）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>第28条から第38条（条文省略）</p> | <p>第23条から第28条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第29条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任に関し、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第30条から第40条（現行どおり）</p> |
|--|--|

3. 日程

- ① 定款変更のための株主総会開催日 平成27年 6 月26日（予定）
- ② 定款変更の効力発生日 平成27年 6 月26日（予定）

以 上